

II 用語の定義

改正後	現行	補足
<p>1～6 (略)</p> <p>7. DMATロジスティックチーム隊員</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>DMATロジスティックチーム隊員は、災害時にDMATロジスティックチームとして活動する資格を有し厚生労働省に登録された者である。</u> • <u>認定要件、更新要件は別に定める。</u> <p>8 (略)</p> <p>9. DMAT本部・指揮所</p> <ul style="list-style-type: none"> • DMAT本部は、地域を統括し、「本部長」を長とする。 • DMAT指揮所は、医療現場を統括し、「リーダー」を長とする。 • DMAT本部とは、DMAT事務局、都道府県DMAT調整本部、DMAT活動拠点本部、DMA 	<p>1～6 (略)</p> <p>7. DMATロジスティックチーム隊員</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>DMATロジスティックチーム隊員は、厚生労働省等が実施する「DMATロジスティックチーム隊員養成研修」を修了し、厚生労働省に登録された者である。</u> • <u>DMATロジスティックチーム隊員は、災害時にDMATロジスティックチームとして活動する資格を有する。</u> <p>8 (略)</p> <p>9. DMAT本部・指揮所</p> <ul style="list-style-type: none"> • DMAT本部は、地域を統括し、「本部長」を長とする。 • DMAT指揮所は、医療現場を統括し、「リーダー」を長とする。 • DMAT本部とは、DMAT事務局、都道府県DMAT調整本部、DMAT活動拠点本部、DMA 	<p>(変更なし)</p> <p>認定要件の変更に伴う。 詳細は別途定める。</p> <p>(変更なし)</p>

<p>T 参集拠点本部をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> DMAT 指揮所とは、DMAT・SCU 指揮所、DMAT 病院支援指揮所、DMAT 現場活動指揮所等をいう。 都道府県は、災害時に、被災地域内のDMAT に対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT 本部を設置する。 DMAT 本部は、DMAT の指揮、医療機関・現場・社会福祉施設・避難所等における医療ニーズの収集と整理、搬送調整、DMAT ならびに医療機関のロジ支援を行う。 DMAT 指揮所は、DMAT の指揮、SCU や活動現場等においては診療部門の設置及び運営、搬送調整、当該活動場所の関係機関や、消防・自衛隊等の関係機関との連携等を行う。 都道府県DMAT 調整本部長は、都道府県のコーディネーターの機能の一部を担うため、都道府県の災害医療コーディネーターが兼ねることが望ましい。 都道府県DMAT 調整本部は、<u>都道府県保健医療福祉調整本部</u>の指揮・調整のもとに活動し、<u>都道府県保健医療福祉調整本部</u>と情報の共有を行う。 	<p>T 参集拠点本部をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> DMAT 指揮所とは、DMAT・SCU 指揮所、DMAT 病院支援指揮所、DMAT 現場活動指揮所等をいう。 都道府県は、災害時に、被災地域内のDMAT に対する指揮、関係機関との調整等を行う組織として、DMAT 本部を設置する。 DMAT 本部は、DMAT の指揮、医療機関・現場・社会福祉施設・避難所等における医療ニーズの収集と整理、搬送調整、DMAT ならびに医療機関のロジ支援を行う。 DMAT 指揮所は、DMAT の指揮、SCU や活動現場等においては診療部門の設置及び運営、搬送調整、当該活動場所の関係機関や、消防・自衛隊等の関係機関との連携等を行う。 都道府県DMAT 調整本部長は、都道府県のコーディネーターの機能の一部を担うため、都道府県の災害医療コーディネーターが兼ねることが望ましい。 都道府県DMAT 調整本部は、<u>都道府県保健医療調整本部</u>の指揮・調整のもとに活動し、<u>都道府県保健医療調整本部</u>と情報の共有を行う。 	<p>福祉を追加</p>
--	--	--------------

<p>10 (略)</p> <p>11. DMAT指定医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> DMAT指定医療機関は、<u>DMAT派遣のために都道府県と医療法及び感染症法に基づく協定を締結し、厚生労働省又は都道府県に指定された医療機関である。</u> <p>12～18 (略)</p> <p>19. <u>保健医療福祉調整本部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、<u>保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う本部をいう。</u>(「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け科発0722第2号・医政発0722第1号・健発0722第1号・薬生発0722第1号・社援発0722第1号・老発0722第1号 厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知) 	<p>10 (略)</p> <p>11. DMAT指定医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> DMAT指定医療機関は、<u>DMAT派遣に協力する意志を持ち、厚生労働省又は都道府県に指定された医療機関である。</u> <p>12～18 (略)</p> <p>19. <u>保健医療調整本部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、<u>保健医療活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療活動の総合調整を行う本部をいう。</u>(「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」(令和4年7月22日付け科発0722第2号・医政発0722第1号・健発0722第1号・薬生発0722第1号・社援発0722第1号・老発0722第1号 厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知) 	<p>(変更なし)</p> <p>医療法・感染症法の改正に伴う修正</p> <p>(変更なし)</p> <p>通知改正に伴う修正</p>
---	---	--

<p>20 (略)</p> <p>21. 災害医療コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、<u>保健医療福祉調整本部</u>において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。 （「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知） <p>22. 災害時小児周産期リエゾン</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、<u>保健医療福祉調整本部</u>において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者をい 	<p>20 (略)</p> <p>21. 災害医療コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、<u>保健医療福祉本部</u>において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者をいう。 （「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知） <p>22. 災害時小児周産期リエゾン</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に、都道府県が小児・周産期医療に係る保健医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう、<u>保健医療調整本部</u>において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う都道府県災害医療コーディネーターをサポートすることを目的として、都道府県により任命された者をいう。 	<p>(変更なし)</p> <p>福祉を追加</p> <p>福祉を追加</p>
---	--	---

<p>う。(「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)</p>	<p>(「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」について」平成 31 年 2 月 8 日付け医政地発 0208 第 2 号 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)</p>	
<p>23 (略)</p>	<p>23 (略)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>24. 災害時健康危機管理支援チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時健康危機管理支援チーム(Disaster Health Emergency Assistance Team: 以下、「D H E A T」という。)は、災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療福祉調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームをいう。(「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」(平成 30 年 3 月 20 日付け健健発 0320 第 1 号 厚生労働省健康局健康課長通知) 	<p>24. 災害時健康危機管理支援チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時健康危機管理支援チーム(Disaster Health Emergency Assistance Team: 以下、「D H E A T」という。)は、災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療福祉本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームをいう。(「災害時健康危機管理支援チーム活動要領について」(平成 30 年 3 月 20 日付け健健発 0320 第 1 号 厚生労働省健康局健康課長通知) 	<p>福祉を追加</p>
<p>25 (略)</p>	<p>25 (略)</p>	<p>(変更なし)</p>

III 通常時の準備

改正後	現行	補足
<p>1 (略)</p> <p>2. DMA T指定医療機関の指定、業務計画の策定及び協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> • DMA T指定医療機関は、以下の指定要件を満たす病院とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>都道府県と医療法及び感染症法に基づく協定を締結した医療機関であること。</u> ➤ DMA Tの活動に必要な人員、装備を持つこと。 <p>3. DMA T登録者、統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省は、「日本DMA T隊員養成研修」を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有する者をDMA T登録者として認証する。 • 厚生労働省は、「統括DMA T研修」を修了した者を統括DMA T登録者として認証する。 • 厚生労働省は、「DMA Tロジスティックチーム隊員養成研修」を修了した者をDMA Tロジスティックチーム隊員として認証する。 	<p>1 (略)</p> <p>2. DMA T指定医療機関の指定、業務計画の策定及び協定等</p> <ul style="list-style-type: none"> • DMA T指定医療機関は、以下の指定要件を満たす病院とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>医療機関としてDMA T派遣を行う意志を持つこと。</u> ➤ DMA Tの活動に必要な人員、装備を持つこと。 <p>3. DMA T登録者、統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員の登録</p> <ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省は、「日本DMA T隊員養成研修」を修了した者又はそれと同等の学識・技能を有する者をDMA T登録者として認証する。 • 厚生労働省は、「統括DMA T研修」を修了した者を統括DMA T登録者として認証する。 • 厚生労働省は、「DMA Tロジスティックチーム隊員養成研修」を修了した者をDMA Tロジスティックチーム隊員として認証する。 	<p>(変更なし)</p> <p>医療法・感染症法の改正に伴う修正</p>

<ul style="list-style-type: none"> DMAT事務局は、医療法第30条の12の2に定める業務に従事する旨の承諾をしたDMAT登録者、統括DMAT登録者、DMAT事務局及びDMATロジスティックチーム隊員（以下「DMAT登録者等」という。）の申請により、当該DMAT登録者等を災害・感染症医療業務従事者（同条の「災害・感染症医療業務従事者」をいう。以下同じ。）として登録し、厚生労働省は、DMAT事務局を通じて災害・感染症医療業務従事者を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、DMAT事務局を通じて、DMAT登録者、統括DMAT登録者、DMAT事務局及びDMATロジスティックチーム隊員（以下「DMAT登録者等」という。）を把握する。 	<p>医療法・感染症法の改正に伴う修正</p>
<p>4. DMAT本部の設置準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、通常時において、あらかじめ、統括DMAT登録者のうち災害時に都道府県DMAT調整本部の責任者となる予定の者を複数指名する。 都道府県は、通常時において、あらかじめ、災害時に都道府県災害対策本部や保健医療福祉調整本部が置かれるのと同ーもしくは近接した場所に、都道府県DMAT調整本部として使用する場所を確保するよう努める。 災害拠点病院は、通常時において、あらかじめ、当該施設内に災害時にDMAT活動拠点本部と 	<p>4. DMAT本部の設置準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県は、通常時において、あらかじめ、統括DMAT登録者のうち災害時に都道府県DMAT調整本部の責任者となる予定の者を複数指名する。 都道府県は、通常時において、あらかじめ、災害時に都道府県災害対策本部や保健医療調整本部が置かれるのと同ーもしくは近接した場所に、都道府県DMAT調整本部として使用する場所を確保するよう努める。 災害拠点病院は、通常時において、あらかじめ、当該施設内に災害時にDMAT活動拠点本部と 	<p>福祉を追加</p>

して使用する場所を確保する。	して使用する場所を確保する。	
5～9 (略)	5～9 (略)	(変更なし)

IV 初動

改正後	現行	補足
<p>1～2 (略)</p> <p>3. DMATの派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、管下の都道府県災害医療コーディネーター等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、DMATの派遣を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省（DMAT事務局を含む）に対して、派遣調整を要請する。 被災都道府県は、以下の基準に基づき、管下の都道府県災害医療コーディネーター等の助言を参考にし、必要に応じて速やかにDMATの派遣要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 震度6弱の地震又は死者数が2人以上 50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる 	<p>1～2 (略)</p> <p>3. DMATの派遣要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災都道府県は、当該都道府県外からの医療の支援が必要な規模の災害が発生した場合には、管下の都道府県災害医療コーディネーター等の助言を参考にし、非被災都道府県に対し、DMATの派遣を要請する。また、都道府県間での調整が整わないときは、厚生労働省（DMAT事務局を含む）に対して、派遣調整を要請する。 被災都道府県は、以下の基準に基づき、管下の都道府県災害医療コーディネーター等の助言を参考にし、必要に応じて速やかにDMATの派遣要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ① 震度6弱の地震又は死者数が2人以上 50人未満若しくは傷病者数が20名以上見込まれる 	(変更なし)

<p>災害の場合 →管内のDMA T 指定医療機関に対してDMA T の派遣を要請</p> <p>② 震度 6 強の地震又は死者数が 50 人以上 100 人未満見込まれる災害の場合 →管内のDMA T 指定医療機関並びに被災都道府県に隣接する都道府県及び被災都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県に対してDMA T の派遣を要請</p> <p>③ 震度 7 の地震又は死者数が 100 人以上見込まれる災害の場合 →管内のDMA T 指定医療機関並びに被災都道府県に隣接する都道府県、被災都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県及び被災都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県に対してDMA T の派遣を要請</p> <p>④ 南海トラフ地震（東海地震、東南海・南海地震を含む）又は首都直下型地震の場合 →管内のDMA T 指定医療機関及び全国の都道府県に対してDMA T の派遣を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、被災都道府県の派遣要請に応じ、都道府県、文部科学省、国立病院機構等に対して 	<p>災害の場合 →管内のDMA T 指定医療機関に対してDMA T の派遣を要請</p> <p>② 震度 6 強の地震又は死者数が 50 人以上 100 人未満見込まれる災害の場合 →管内のDMA T 指定医療機関並びに被災都道府県に隣接する都道府県及び被災都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県に対してDMA T の派遣を要請</p> <p>③ 震度 7 の地震又は死者数が 100 人以上見込まれる災害の場合 →管内のDMA T 指定医療機関並びに被災都道府県に隣接する都道府県、被災都道府県が属する地方ブロックに属する都道府県及び被災都道府県が属する地方ブロックに隣接する地方ブロックに属する都道府県に対してDMA T の派遣を要請</p> <p>④ 南海トラフ地震（東海地震、東南海・南海地震を含む）又は首都直下型地震の場合 →管内のDMA T 指定医療機関及び全国の都道府県に対してDMA T の派遣を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省は、被災都道府県の派遣要請に応じ、都道府県、文部科学省、国立病院機構等に対して 	
---	---	--

<p>DMA Tの派遣を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 非被災都道府県は、被災都道府県の派遣要請に応じ、厚生労働省と連携し、管内のDMA T指定医療機関及び日本赤十字社支部に対してDMA Tの派遣を要請する。 • 厚生労働省は、当分の間、被災都道府県の派遣要請が無い場合においても、緊急の必要があると認めるときは、非被災都道府県に対して被災地域へのDMA Tの派遣を要請できる。 • 厚生労働省及びDMA T事務局は、DMA T派遣の必要性に関する情報を積極的に収集し、都道府県を支援する。 • 厚生労働省及びDMA T事務局は、EM I Sを通じて、都道府県、国立病院機構、日本赤十字社支部及びDMA T指定医療機関に対してDMA Tの派遣要請の連絡を行う。 • 都道府県、厚生労働省及びDMA T事務局は、DMA Tの派遣要請の際に、DMA Tの参集拠点、想定される業務等についての情報を提示する。 • 文部科学省、国立病院機構等は、被災都道府県の派遣要請に応じ、厚生労働省と連携し、管下のDMA T指定医療機関に対してDMA Tの派遣を要請する。 	<p>DMA Tの派遣を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 非被災都道府県は、被災都道府県の派遣要請に応じ、厚生労働省と連携し、管内のDMA T指定医療機関及び日本赤十字社支部に対してDMA Tの派遣を要請する。 • 厚生労働省は、当分の間、被災都道府県の派遣要請が無い場合においても、緊急の必要があると認めるときは、非被災都道府県に対して被災地域へのDMA Tの派遣を要請できる。 • 厚生労働省及びDMA T事務局は、DMA T派遣の必要性に関する情報を積極的に収集し、都道府県を支援する。 • 厚生労働省及びDMA T事務局は、EM I Sを通じて、都道府県、国立病院機構、日本赤十字社支部及びDMA T指定医療機関に対してDMA Tの派遣要請の連絡を行う。 • 都道府県、厚生労働省及びDMA T事務局は、DMA Tの派遣要請の際に、DMA Tの参集拠点、想定される業務等についての情報を提示する。 • 文部科学省、国立病院機構等は、被災都道府県の派遣要請に応じ、厚生労働省と連携し、管下のDMA T指定医療機関に対してDMA Tの派遣を要請する。 	
---	---	--

<ul style="list-style-type: none"> • DMA T 指定医療機関は、都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等の派遣要請を受け、事前の計画、協定等に基づき速やかにDMA T を派遣する。 • 派遣要請を受けたDMA T 指定医療機関は、派遣に関する状況をEMI S に速やかに入力する。さらに、DMA T の活動状況に応じ適宜EMI S を更新する。 • ドクターヘリが配備されたDMA T 指定医療機関のDMA T は、災害時のドクターヘリ運航要領等に基づいて必要に応じてドクターヘリを活用することができる。 • 被災都道府県は、継続したDMA T の支援が必要な場合は、必要に応じてDMA T の追加派遣(2次隊、3次隊等)を要請することができる。この場合、中長期的な医療提供体制が被災都道府県によって確立されるまでの必要な期間に限って協力することとし、都道府県は医療チームの派遣を調整する<u>保健医療福祉調整本部</u>の設置を早期に行うよう努める。 <p>4～5 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • DMA T 指定医療機関は、都道府県、厚生労働省、文部科学省、国立病院機構等の派遣要請を受け、事前の計画、協定等に基づき速やかにDMA T を派遣する。 • 派遣要請を受けたDMA T 指定医療機関は、派遣に関する状況をEMI S に速やかに入力する。さらに、DMA T の活動状況に応じ適宜EMI S を更新する。 • ドクターヘリが配備されたDMA T 指定医療機関のDMA T は、災害時のドクターヘリ運航要領等に基づいて必要に応じてドクターヘリを活用することができる。 • 被災都道府県は、継続したDMA T の支援が必要な場合は、必要に応じてDMA T の追加派遣(2次隊、3次隊等)を要請することができる。この場合、中長期的な医療提供体制が被災都道府県によって確立されるまでの必要な期間に限って協力することとし、都道府県は医療チームの派遣を調整する<u>保健医療調整本部</u>の設置を早期に行うよう努める。 <p>4～5 (略)</p>	<p>福祉を追加</p> <p>(変更なし)</p>
--	--	----------------------------

V 被災都道府県保健医療福祉調整本部、各DMA T本部等の役割

改正後	現行	補足
<p>1. <u>被災都道府県保健医療福祉調整本部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 被災都道府県は、大規模災害時において、<u>保健医療福祉調整本部</u>を設置し、管内等で活動するすべてのDMA Tを都道府県DMA T調整本部を通じて統括する。 • 被災都道府県は、<u>都道府県保健医療福祉調整本部</u>の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受けることができる。 • <u>保健医療福祉調整本部</u>は、被災都道府県災害対策本部の指揮下に置かれる。 <p>2. 都道府県DMA T調整本部</p> <ul style="list-style-type: none"> • 被災都道府県、DMA Tの派遣要請を受けた都道府県および患者の受け入れ要請を受けた都道府県は、管内等で活動するすべてのDMA Tを指揮する都道府県DMA T調整本部を設置する。 • 都道府県DMA T調整本部は、被災都道府県災害対策本部及び<u>都道府県保健医療福祉調整本部</u>の 	<p>1. <u>被災都道府県保健医療調整本部</u></p> <ul style="list-style-type: none"> • 被災都道府県は、大規模災害時において、<u>保健医療調整本部</u>を設置し、管内等で活動するすべてのDMA Tを都道府県DMA T調整本部を通じて統括する。 • 被災都道府県は、<u>都道府県保健医療調整本部</u>の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受けることができる。 • <u>保健医療調整本部</u>は、被災都道府県災害対策本部の指揮下に置かれる。 <p>2. 都道府県DMA T調整本部</p> <ul style="list-style-type: none"> • 被災都道府県、DMA Tの派遣要請を受けた都道府県および患者の受け入れ要請を受けた都道府県は、管内等で活動するすべてのDMA Tを指揮する都道府県DMA T調整本部を設置する。 • 都道府県DMA T調整本部は、被災都道府県災害対策本部及び<u>都道府県保健医療調整本部</u>の指揮 	<p>福祉を追加</p> <p>福祉を追加</p>

指揮下に置かれる。被災地域外等で、都道府県災害対策本部・都道府県保健医療福祉調整本部が立ち上がっていない場合は、都道府県の医療担当部局の指揮下に置かれる。なお、都道府県保健医療福祉調整本部と都道府県DMA T調整本部が双方設置されている場合は、双方が同じ業務を行う弊害が無いように保健医療福祉調整本部と都道府県DMA T調整本部で調整の上、連携して業務を行うことが望ましい。

- 都道府県は、原則として、災害医療コーディネーターのうち統括DMA T登録者である者の中から、都道府県DMA T調整本部の本部長（以下、本部長）を任命することが望ましい。
- 都道府県は、あらかじめ都道府県DMA T調整本部の責任者となる予定の者として指名していた統括DMA T登録者の中から本部長を任命する。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ指名していた者以外の統括DMA T登録者を本部長代行として任命することができる。
- 被災都道府県は、都道府県DMA T調整本部の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。

下に置かれる。被災地域外等で、都道府県災害対策本部・都道府県保健医療調整本部が立ち上がっていない場合は、都道府県の医療担当部局の指揮下に置かれる。なお、都道府県保健医療調整本部と都道府県DMA T調整本部が双方設置されている場合は、双方が同じ業務を行う弊害が無いように保健医療調整本部と都道府県DMA T調整本部で調整の上、連携して業務を行うことが望ましい。

- 都道府県は、原則として、災害医療コーディネーターのうち統括DMA T登録者である者の中から、都道府県DMA T調整本部の本部長（以下、本部長）を任命することが望ましい。
- 都道府県は、あらかじめ都道府県DMA T調整本部の責任者となる予定の者として指名していた統括DMA T登録者の中から本部長を任命する。ただし、やむを得ない場合は、あらかじめ指名していた者以外の統括DMA T登録者を本部長代行として任命することができる。
- 被災都道府県は、都道府県DMA T調整本部の要員として、DMA T事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMA T登録者、DMA Tロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。

<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県は、都道府県DMA T調整本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。 • 被災地内の都道府県DMA T調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 派遣要請 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害規模に応じて、都道府県災害医療コーディネーター等と連携し、非被災都道府県や厚生労働省にDMA T派遣要請を行うよう助言する ➢ 各DMA T本部の立ち上げ、運用 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県DMA T調整本部以外の都道府県内の各DMA T本部の設置、指揮及び調整 ✓ 都道府県災害対策本部、都道府県保健医療福祉調整本部との連絡及び調整 ✓ 都道府県災害医療コーディネーター等と連携した都道府県保健医療福祉調整本部のコーディネート機能への支援 ✓ 厚生労働省との情報共有 ✓ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を 	<ul style="list-style-type: none"> • 都道府県は、都道府県DMA T調整本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。 • 被災地内の都道府県DMA T調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 派遣要請 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害規模に応じて、都道府県災害医療コーディネーター等と連携し、非被災都道府県や厚生労働省にDMA T派遣要請を行うよう助言する ➢ 各DMA T本部の立ち上げ、運用 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県DMA T調整本部以外の都道府県内の各DMA T本部の設置、指揮及び調整 ✓ 都道府県災害対策本部、都道府県保健医療福祉調整本部との連絡及び調整 ✓ 都道府県災害医療コーディネーター等と連携した都道府県保健医療福祉調整本部のコーディネート機能への支援 ✓ 厚生労働省との情報共有 ✓ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を 	
--	--	--

<p>行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、保健医療活動チームとの連携及び調整の補助を行う ➤ 被災状況の把握とDMAT活動戦略の策定 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県内の医療機関等の被災情報の収集、EMISへの入力促進 ✓ 都道府県内等で活動するすべてのDMATの指揮及び調整 ✓ DMATの投入や配分に関する方針策定および周知 ✓ 都道府県内におけるDMAT活動方針の策定 ➤ 医療搬送調整 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、都道府県内における医療搬送ニーズ把握の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保等の調整の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、都道府県内全体の搬送フロ 	<p>行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、保健医療活動チームとの連携及び調整の補助を行う ➤ 被災状況の把握とDMAT活動戦略の策定 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県内の医療機関等の被災情報の収集、EMISへの入力促進 ✓ 都道府県内等で活動するすべてのDMATの指揮及び調整 ✓ DMATの投入や配分に関する方針策定および周知 ✓ 都道府県内におけるDMAT活動方針の策定 ➤ 医療搬送調整 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、都道府県内における医療搬送ニーズ把握の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、地域医療搬送における受入病床及び搬送手段の確保等の調整の補助を行う ✓ 都道府県災害医療コーディネーターをサポートし、都道府県内全体の搬送フロ 	
---	---	--

<p>一図の策定の補助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広域医療搬送計画の把握、周知 ✓ ドクターヘリの運航と運用に関わる調整の補助を行う(ドクターヘリ調整部の設置、航空運用調整班への人員派遣等) <ul style="list-style-type: none"> ➤ ロジスティクス <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス ➤ DMA T撤収と引き継ぎの調整 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 撤収及び追加派遣の必要性の助言 ➤ その他必要な事務 <ul style="list-style-type: none"> • 被災地域外の都道府県DMA T調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 都道府県内のDMA Tの派遣調整の補助 ➤ 被災情報等の収集 ➤ 被災地で活動する自都道府県DMA Tへのロジスティクス ➤ 被災地の都道府県DMA T調整本部との連絡及び調整 ➤ 被災地域からの患者の受け入れの支援 ➤ DMA T・SCU指揮所の設置、指揮及び調整への助言 ➤ 都道府県災害医療コーディネーターと連携 	<p>一図の策定の補助を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 広域医療搬送計画の把握、周知 ✓ ドクターヘリの運航と運用に関わる調整の補助を行う(ドクターヘリ調整部の設置、航空運用調整班への人員派遣等) <ul style="list-style-type: none"> ➤ ロジスティクス <ul style="list-style-type: none"> ✓ 都道府県内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス ➤ DMA T撤収と引き継ぎの調整 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 撤収及び追加派遣の必要性の助言 ➤ その他必要な事務 <ul style="list-style-type: none"> • 被災地域外の都道府県DMA T調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 都道府県内のDMA Tの派遣調整の補助 ➤ 被災情報等の収集 ➤ 被災地で活動する自都道府県DMA Tへのロジスティクス ➤ 被災地の都道府県DMA T調整本部との連絡及び調整 ➤ 被災地域からの患者の受け入れの支援 ➤ DMA T・SCU指揮所の設置、指揮及び調整への助言 ➤ 都道府県災害医療コーディネーターと連携 	
--	--	--

し、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う

- 厚生労働省との情報共有
- その他必要な事務

3. DMAT活動拠点本部

- 都道府県DMAT調整本部は、必要に応じてDMAT活動拠点本部を設置する。
- DMAT活動拠点本部の責任者は、統括DMAT登録者が担当する。
- DMAT活動拠点本部は、都道府県DMAT調整本部の指揮下に置かれる。
- DMAT活動拠点本部は、都道府県DMAT調整本部により、災害拠点病院等から選定され、必要に応じて複数箇所設置される。
- DMAT活動拠点本部に指定された医療機関のDMAT(不在時は他医療機関等から派遣されたDMAT)の責任者は、都道府県、厚生労働省等と連携し、DMAT活動拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- DMAT活動拠点本部に指定された医療機関のDMAT(不在時は他医療機関等から派遣されたDMAT)の責任者が統括DMAT登録者でない

し、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う

- 厚生労働省との情報共有
- その他必要な事務

3. DMAT活動拠点本部

- 都道府県DMAT調整本部は、必要に応じてDMAT活動拠点本部を設置する。
- DMAT活動拠点本部の責任者は、統括DMAT登録者が担当する。
- DMAT活動拠点本部は、都道府県DMAT調整本部の指揮下に置かれる。
- DMAT活動拠点本部は、都道府県DMAT調整本部により、災害拠点病院等から選定され、必要に応じて複数箇所設置される。
- DMAT活動拠点本部に指定された医療機関のDMAT(不在時は他医療機関等から派遣されたDMAT)の責任者は、都道府県、厚生労働省等と連携し、DMAT活動拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- DMAT活動拠点本部に指定された医療機関のDMAT(不在時は他医療機関等から派遣されたDMAT)の責任者が統括DMAT登録者でない

<p>場合は、統括DMAT登録者が到着後に、権限を委譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • DMAT活動拠点本部が設置された災害拠点病院は、DMAT活動拠点本部の場所やDMATの待機場所の確保、通信インフラ、資器材の提供などの支援を行う。 • DMAT活動拠点本部は、本部要員として、DMAT事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。 • DMAT活動拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。 • DMAT活動拠点本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指揮系統の確立 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管内のDMAT指揮所の設置、指揮及び調整 ✓ 参集したDMATの登録、指揮及び調整 ✓ 管内におけるDMAT活動方針の策定 ✓ 都道府県DMAT調整本部、<u>都道府県保健医療福祉調整本部</u>、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部、地域災害医療対策会議等との連絡 	<p>場合は、統括DMAT登録者が到着後に、権限を委譲する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • DMAT活動拠点本部が設置された災害拠点病院は、DMAT活動拠点本部の場所やDMATの待機場所の確保、通信インフラ、資器材の提供などの支援を行う。 • DMAT活動拠点本部は、本部要員として、DMAT事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。 • DMAT活動拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。 • DMAT活動拠点本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 指揮系統の確立 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管内のDMAT指揮所の設置、指揮及び調整 ✓ 参集したDMATの登録、指揮及び調整 ✓ 管内におけるDMAT活動方針の策定 ✓ 都道府県DMAT調整本部、<u>都道府県保健医療調整本部</u>、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部、地域災害医療対策会議等との連絡及び 	<p>福祉を追加</p>
---	---	--------------

<p>及び調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う ✓ 保健所、市区町村、消防等の関係機関への連絡要員の派遣を行う ✓ 医師会及び保健所等と連携し、地域災害医療対策会議におけるコーディネート機能の支援を行う <p>➤ 医療機関の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管内の医療機関等の被災情報等の収集 ✓ 収集した情報のE M I Sへの反映 <p>➤ 医療搬送調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管内の地域医療搬送における受入病床及び搬送手段確保等の調整の補助を行う ✓ 管内の搬送フロー図の策定の補助を行う ✓ ドクターヘリ本部と連携し、ドクターヘリの運航と運用に関わる調整の補助を行う <p>➤ ロジスティクス</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス 	<p>調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う ✓ 保健所、市区町村、消防等の関係機関への連絡要員の派遣を行う ✓ 医師会及び保健所等と連携し、地域災害医療対策会議におけるコーディネート機能の支援を行う <p>➤ 医療機関の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管内の医療機関等の被災情報等の収集 ✓ 収集した情報のE M I Sへの反映 <p>➤ 医療搬送調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管内の地域医療搬送における受入病床及び搬送手段確保等の調整の補助を行う ✓ 管内の搬送フロー図の策定の補助を行う ✓ ドクターヘリ本部と連携し、ドクターヘリの運航と運用に関わる調整の補助を行う <p>➤ ロジスティクス</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 管内で活動するDMA T、医療機関へのロジスティクス 	
--	--	--

<ul style="list-style-type: none"> ➤ DMAT撤収、引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該地域からの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関する都道府県DMAT調整本部への助言 ➤ その他必要な事務 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ DMAT撤収、引継ぎ <ul style="list-style-type: none"> ✓ 当該地域からの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関する都道府県DMAT調整本部への助言 ➤ その他必要な事務 	
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>	<p>(変更なし)</p>
<p>5. DMAT参集拠点本部</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県DMAT調整本部又はDMAT事務局は、必要に応じてDMAT参集拠点にDMAT参集拠点本部を設置する。 • DMAT参集拠点本部は、都道府県DMAT調整本部又はDMAT事務局の指揮下に置かれる。 • DMAT参集拠点本部の責任者は、統括DMAT登録者が担当する。 • DMAT事務局が参集拠点本部を設置した場合、設置後、速やかに当該都道府県に連絡する。 • DMAT参集拠点本部は、災害拠点病院、空港、高速道路のSA、PA等、派遣されたDMATが最初に集合する場所に置かれる参集拠点に設置する。 • DMAT参集拠点本部に先着したDMATは、都 	<p>5. DMAT参集拠点本部</p> <ul style="list-style-type: none"> • 都道府県DMAT調整本部又はDMAT事務局は、必要に応じてDMAT参集拠点にDMAT参集拠点本部を設置する。 • DMAT参集拠点本部は、都道府県DMAT調整本部又はDMAT事務局の指揮下に置かれる。 • DMAT参集拠点本部の責任者は、統括DMAT登録者が担当する。 • DMAT事務局が参集拠点本部を設置した場合、設置後、速やかに当該都道府県に連絡する。 • DMAT参集拠点本部は、災害拠点病院、空港、高速道路のSA、PA等、派遣されたDMATが最初に集合する場所に置かれる参集拠点に設置する。 • DMAT参集拠点本部に先着したDMATは、都 	

<p>道府県、厚生労働省等と連携し、DMAT参集拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 先着したDMATの責任者が統括DMAT登録者でない場合は、統括DMAT登録者が到着後に権限を委譲する。 • DMAT参集拠点本部は、本部要員として、DMAT事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。 • DMAT参集拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。 • DMAT参集拠点本部は、以下の業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 参集したDMATの登録と指揮 ➢ 厚生労働省、DMAT事務局、都道府県DMAT調整本部のDMAT配分方針に基づいた、活動する都道府県、DMAT本部の具体的な指示 ➢ 被災情報等の収集 ➢ DMAT、医療機関へのロジスティクスの拠点としての活動 ➢ 都道府県DMAT調整本部、<u>都道府県保健医療福祉調整本部</u>等との連絡及び調整 	<p>道府県、厚生労働省等と連携し、DMAT参集拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 先着したDMATの責任者が統括DMAT登録者でない場合は、統括DMAT登録者が到着後に権限を委譲する。 • DMAT参集拠点本部は、本部要員として、DMAT事務局から派遣される要員、当該都道府県内外の統括DMAT登録者、DMATロジスティックチーム隊員等の支援を受ける。 • DMAT参集拠点本部において、必要に応じて消防等関係機関からの連絡要員を受け入れる。 • DMAT参集拠点本部は、以下の業務を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 参集したDMATの登録と指揮 ➢ 厚生労働省、DMAT事務局、都道府県DMAT調整本部のDMAT配分方針に基づいた、活動する都道府県、DMAT本部の具体的な指示 ➢ 被災情報等の収集 ➢ DMAT、医療機関へのロジスティクスの拠点としての活動 ➢ 都道府県DMAT調整本部、<u>都道府県保健医療調整本部</u>等との連絡及び調整 	<p>福祉を追加</p>
--	--	--------------

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び情報共有 ➤ 厚生労働省との情報共有 ➤ その他必要な事務 <p>6～8 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び情報共有 ➤ 厚生労働省との情報共有 ➤ その他必要な事務 <p>6～8 (略)</p>	<p>(変更なし)</p>
--	--	---------------

VIII 新興感染症に係るDMA Tの活動

改正後	現行	補足
<p>1～3 (略)</p> <p>4. 費用の支弁</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>新興感染症発生・まん延時において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第36条の3の規定に基づく医療措置協定を締結した医療機関がDMA Tを派遣した場合には、感染症法第58条の規定により、都道府県が支弁するものとし、当該支弁した費用について、第62条の規定により国が補助するものとする。</u> 	<p>1～3 (略)</p> <p>4. 費用の支弁</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>新型コロナウイルス感染症がまん延し、都道府県の要請により、管内のDMA T指定医療機関や他の都道府県のDMA T指定医療機関がDMA Tを派遣した場合は、派遣元の都道府県が「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)交付要綱」に基づき、対象経費をDMA T指定医療機関に直接支弁する。</u> 	<p>(変更なし)</p> <p>新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の終了に伴う。</p>